

村のようす

(55年6月1日現在)

世帯数 1,499戸(+3)
人口 7,388人(+3)
男 3,667人(+2)
女 3,721人(+1)

広報 たまかわ

編集・発行

福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所

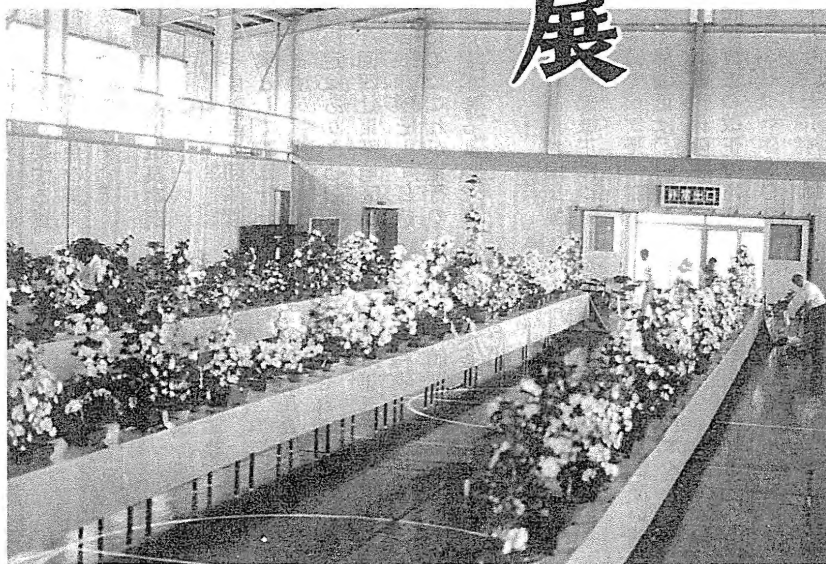
須賀川市加治町8-6
(株) 円谷印刷

▲ 見事な名花



◀ 民報賞に輝いた有賀さん

見事だった さつき・盆栽展



▲ さつき・盆栽展会場

恒例の、さつき、盆栽展が玉川村盆栽会と村公民館共催で去る六月七・八・九日の三日間玉川村体育館で開られました。
出品された、さつきや盆栽は会員が長年丹精こめて作り上げた名木、名花で、広い体育館いっぱい展示され、村内はもちろん村外からも熱心な参観人が会場に訪れ、見事に咲きほころぶさつきや芸術品さながらの盆栽に見とれて居りました。

次の方々が入賞されました。

◎ 競技花(光華)の部

樹楽園賞 有賀重夫(吉)
銀賞 車田光雄(小高)
銅賞 有賀清(〃)
優秀賞 奥野辰昭(岩法寺)
磯目藤一(川辺)
曲山正雄(小高)
久保木徳雄(藤生)
塩沢直利(南須釜)
佐藤筋策(吉)
小林尚(竜崎)

◎ 一般の部

村長賞 佐藤計(吉)
議長賞 小林宏一(竜崎)
公民館長賞 佐藤計(吉)
盆栽会長賞 小林宏一(竜崎)
民報賞 有賀重夫(吉)
優秀賞 塩沢直利(南須釜)
伏田章(竜崎)
須藤安一(川辺)
柳沼石晴(竜崎)
野崎幸夫(川辺)

6月村議会だより

六月定例村議会は六月十二日から十六日までの五日間の日程で行なわれました。
今回提出された議案は条例の設定及び一部改正、補正予算など十一件と諮問一件であり、全議案を原案どおり可決して閉会しました。
また、一般質問は六議員が行ないました。
その主な内容は次のとおりです。

可決された議案と内容

▲議案第十九号 専決処分承認を求めることについて

▲議案第二十号 専決処分の承認を求めることについて

この二件の議案につきましては、玉川村税条例及び玉川村国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をしたものであります。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が昭和五十五年三月三十一日公布、四月一日施行されたためであります。

▲議案第二十一号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について

本件は本宮町が郡山地方広域市町村圏組合より脱退に伴う規約の変更であります。

▲議案第二十二号 民有林林道開設事業請負契約について

昭和五十四年度より岩法寺線の事業として行なっておりま

すが、今年度も継続事業の補助事業として工事を実施するのでこの工事請負契約のため議会の議決を求めるものであります。

▲議案第二十三号 玉川村税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正する政令が四月三十日公布施行されましたことによる税条例の一部改正であります。

▲議案第二十四号 玉川村青少年問題協議会設置条例の設定について

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき調査審議し、そのために関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的として協議会を設置するための条例の設定であります。

▲議案第二十五号 昭和五十五年度玉川村一般会計補正予算（第一号）案について

この度の補正は当初予算で措置せず緊急を要するものについて補正するもので千六百五十四万四千円を追加し、予算総額で十二億四千四百四万四

千円とするものであります。
歳出の主なものは、衆議院議員選挙費、測量設計委託費、治山事業費、土木費などであります。
これの財源として繰越金と国、県支出金を見込んで計上されております。

▲議案第二十六号 福島県営土地改良事業に要する費用の一部負担について

土地改良法第九十一条第二項の規定により、昭和五十五年度から昭和五十七年度までにおいて、福島県が行う、掛金地区老朽溜池事業に要する費用の分担について議会の議決を求めるものであります。

▲議案第二十七号 土地改良事業の施行について

昭和五十五年度計画の団体営土地改良事業として予算計上をしておりますが、補助事業としての決定はありませんでしたが、今回四辻東野地区団体営土地改良事業として採択決定されたのでこれが施行のための議決を求めるものであります。

▲議案第二十八号 玉川村国民健康保険税条例の一部改正について

この度の一部改正は、昭和五十五年度国民健康保険税に適用する税率などの改正であります。

▲議案第二十九号 玉川村議会会

この改正は内容の一部改正と従来まで続書であったものを玉川村の例規類集の書式にならない横書に改める改正であります。

▲諮問第一号 人権擁護委員の推選につき議会の意見を求めることについて

現委員の任期が七月十四日で満了するため後任者の推選について、小高の矢吹幾哉氏北須釜の鈴木三郎氏の両名の推選につき議会の意見を求められましたが全員一致で適任者であるとして認められました。

採択された請願

▲受理番号第四号 北須釜通学路兼南須釜農道改良工事整備に関する請願

北須釜区長及び南須釜区長から提出されたもの。

▲受理番号第五号 村道、五升時より鷹待場路線改良工事整備に関する請願

北須釜区長から提出されたもの。

一般質問内容

村民総合グラウンドに高い感心
今六月定例議会において次のような一般質問ありましたが、その中で村民総合グラウンド関係の一般質問通告が四議員からありました。

質問者と内容は次のとおり

▲通告順序一 佐久間安蔵

一、激増する村民の生活環境に対する地域的要求に対応する方途について

(1)、農村総合整備モデル事業の導入実施する意志の有無について

二、村内の大規模農地開発実施予定地域の早期着工の実現対策について

(1)、母畑開発パイロット及び阿武隈開発実施地域の強力な推進対策について

▲通告順序二 塩沢金吾

一、村民総合運動場の建設について

二、阿武隈山系開発について

▲通告順序三 小林隆次

一、竜崎地区小学校児童の通学について

(1)、通学費に対し財政上の援助なり将来スクールバスの運行等出来ないものか。

(2)、泉郷駅前西側のバス停留所に雨覆か日よけ、椅子等の設置して児童に便宜をはかってもらいたい。

二、ポンプ操法競技出場について

(1)、経費のことについて。

(2)、特定の団員のみの競技ではないのか。

三、村民運動場の実現の見通しについて

▲通告順序四 佐藤一男

一、村営グラウンド建設の見通しについて

二、村営住宅の補修整備について

三、村史の増補版の発行について
四、村発注の工事に関するトラブルの解決方法について

▲通告順序五号 吉田宇一

一、村民総合グラウンド建設について

二、一般行政問題について

(イ)、一般行政の中で副区長への報酬の件

(ロ)、玉川村第一小学校、校長住宅の下水整備及び下屋の部分をあのまゝ放置してよいのか

▲通告順序六号 岡部角一

一、水田利用再編対策について

二、道路行政について

(イ)、鉄道側道について
三、消防車更新について

進学は毎日奨学生制度で

毎日新聞社では、働きながら自分の力で進学できる毎日奨学生制度を設けております。

この制度は、大学生、短大生専門、各種学校生、予備校生にそれぞれ各コースの奨学生制度を適用し、必要な学費の貸与返済不要の奨学生支給のほか生活の一切を保証するものです。

現在、来年度の奨学生を募集しております。詳しいパンフレットを無料でお送りしますので左記の事務局まで、氏名、住所電話番号を書き添えてお申し込みください。

〒一六〇、東京都新宿区大久保三〜一四〜四……毎日新聞社早稲田別館内毎日育英会K係。

第32回 県消防協会石川支部幹部大会 藤田前団長ら受彰

第三十二回福島県消防協会石川支部幹部大会は、六月十九日午前九時から石川町体育館で開られました。

大会には各町村の消防幹部をはじめ、関係者合せて約五〇〇人が出席し盛会のうちに終了しました。

なお、この大会の席上、消防にたいへん功労があったとして次の方々が表彰されました。(本村関係)

◎福島県知事表彰

▽親子等消防

団 長 境田孝意(吉)

団 員 孝夫

◎日本消防協会長表彰

▽功績章

前団長 藤田金二(小 高)

▽精進章

団 長 境田孝意(吉)

◎福島県消防協会長表彰

▽竿頭綬

岩 法 寺 分 団

▽功績章

副団長 仁井田保雄(竜崎)

▽精進章

分団長 小原金久(南須釜)

分 員 太田竹雄(四 辻)

▽永年勤続退職団員

元分団長 矢吹嘉志(山小屋)

◎福島県消防協会

▽優良団員

分団長 溝井源二(小 高)

分 員 鈴木孝一(中)

分 員 佐久間倉吉(岩法寺)

分 員 小林清春(竜 崎)

分 員 神枝義二(北須釜)

分 員 有賀嘉栄(吉)

分 員 小原保良(南須釜)

分 員 須田勝也(四 辻)

分 員 永年勤続団員

分団長 石森金治(山小屋)

副分団長 関根弘志(四 辻)

国民年金の保険料を 納められない方は 免除の手続きを



国民年金制度に、保険料の「免除」という制度があるのをご存知ですか。

国民年金に加入している人は必ず保険料を納めなければなりませんが、家計が苦しいとか、生活保護をうけている人など経済的な理由で保険料を納めることができない人については、保険料の納付が免除されることになっていきます。これが保険料の免除制度ですが、免除制度には、免除の事由に該当した時から免除される「法定免除」と申請によって免除される「申請免除」の二つがあります。

法定免除に該当する人は、国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子福祉年金をうけている人、又は生活保護法の生活扶助、らい予防法による生活扶助をうけている人などです。

申請免除に該当する人は、所得がない人、世帯員が生活保護法の医療扶助やらい予防法による援助をうけている人などで保険料を納付することが著しく困難なときです。このようなときには、役場で免除の手続きをとってください。

免除をうけた期間は、年金額を計算するときには、保険料を納めた場合の三分の一の額になります。

なお、免除をうけた期間については、その後生活にゆとりができた時に、過去十年前までさかのぼって納めることができる追納の制度があります。追納した期間は年金額の計算のときに、保険料を納めた場合と同じように計算されます。免除の手続きなどくわしいことは、役場でおたずねください。

民有林道開設事業発注

去る五月二十七日、民有林道開設事業についてそれぞれ入札をしましたところ次のとおり落札となりましたのでお知らせいたします。

◎民有林道開設事業(厳峯寺線)

●第一工区

延長 七六二・二米

巾員 四メートル

落札価格 三一、八五〇千円

落札者 熊田建設(川辺)

●第二工区

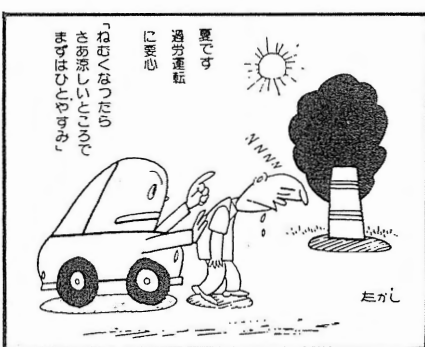
延長 六八〇米

巾員 四メートル

落札価格 二六、八八〇千円

落札者 鈴木建設(中)

以上の通りでそれぞれ着工のはこびとなりましたので、当線について御不便をかけるかと思いますが、よろしく御協力下さるようお願い申し上げます。



夏の防犯運動実施中

みんなて防犯明るく夏を

夏は、解放感と気のゆるみ、暑さと疲労による注意力の散漫等から各種の事件事故が例年多く発生しています。

県警では、七月一日から八月三十一日まで「夏の防犯運動」を実施中です。

◎力ギかけは

窓と心の両方に

暑さのため、戸締りを忘れて外出したり、窓を開けたまま休みのちな季節です。

家を留守にするときは、しっかりと戸締りしてから出かけましょう。また夜間休むときも、しっかりと戸締りをして、ドロボウやチカンの被害にからないようにしましょう。夜は、外から家の中がみとおせないように、外は明るく室内は暗くするように心がけましょう。

◎誘惑は心のスキ

から身なりから

夏は、夜間の外出が多くなるとともに、心が解放的になることなどからチカンや性犯罪が多くなります。被害を予防するため、次の点を心がけて下さい。

※刺激的な服装や隙のある態度をみせないようにしましょう。

※見知らぬ人に声をかけられたり、誘われた場合は、はっきり断りましょう。

※夜道の一人歩きはしないように家の人に迎えに来てもらうかタクシーなどを利用しましょう。

また、できるだけ人通りの多い明るい道を通りましょう。

※怪しい男につけられたり、チカンにおそわれたときは、大きな声を出して、近くの家に飛び込み、助けを求めましょう。

なお、「一一〇番プザー」を持っていると、とっさの場合役立ちます。警察署や、駐在所で貸出しとあつせんをしていますのでご利用下さい。



◎愛車に力ギを

自転車や自動車の盗難予防や車上狙いを防止するため、車を離れるときは、必ず力ギをかけるようにしましょう。

楽しいレジャーも、車や貴重品が盗まれては、一転していやな思い出となってしまいます。

◎レジャー地での暴力追放

キャンプ、水泳、花火大会などの夏の楽しい思いを不快にするのが暴力や迷惑行為です。

被害を受けたら、見たりしたときは、勇気を出してすぐ一一〇バンしましょう。



◎水難事故防止

本格的な水泳シーズンを迎えるこの時期は、例年水の犠牲者が多くなります。水泳にあたっては次の点に十分注意して事故のないようにしましょう。

※子供連の水遊びや水泳には必ず大人が同伴しましょう。

※疲労しているときや、飲酒中食事直後は泳がないようにしましょう。

※泳ぐ前には必ず準備運動をし除々に水に入りますように。

※遊泳禁止場所では絶対泳がないようにしましょう。

※溺れている人を見つけたら、大きな声でまわりの人に知らせロープや浮き袋などを利用して助けましょう。

◎花火事故防止

夏の花火遊びは子供達の夢をふくらませ、楽しい思い出をつくり

ます。

花火事故をなくすために、必ず大人が一緒にいて、水を用意してやりましょう。



防犯ポスター

及び作文募集

1. 主 題

- 盗犯の予防
- 暴力の追放
- 少年非行の防止
- その他防犯に関するもの

2. 規 格

- ア、ポスター
- B三版(540mm×360mm)
- 五色以内で水彩絵具、ポスターカラークレヨン使用のもの
- イ、作文
- 四〇〇字詰原稿用紙三枚以内

3. 募集対象

- 県内居住の小、中、高校生

4. 締 切

昭和五五年八月三〇日

5. 表 彰

優秀作品には賞状及び賞品を贈って表彰するほか全員に参加賞を贈る。

6. 送り先

〒九六〇 福島市杉妻町二番一六号、福島県警察本部防犯少年課内、福島県防犯協会連合会

天候予報

(概況)

七月は時々梅雨前線の活動が活発になって曇りや雨の日が多くなる見込みです。梅雨明けは下旬のなかばころになるでしょう。

八月は夏型の天候になって、暑い日が多くなりますが、時々前線が南下して、局地的に大雨の降る日がありそうです。九月は涼しい日が多くなるでしょう。なお、この期間、本土に影響する台風が二個くらいある見込みです。

△七 月 △

オホシツク海の高気圧が強まり時々梅雨前線の活動が活発になって、曇りや雨の日が多くなるでしょう。月の後半にも平年より気温の低くなる期間がある見込みなので、梅雨明けは下旬なかばごろになりそうです。月平均の気温は平年並かやや低め降水量は平年並かやや多めの見込みです。

△八 月 △

大平洋高気圧が張り出し、暑い日が多くなるでしょう。しかし、時々前線が南下して夏型の天気が崩れる期間があり特に下旬は平年より気温の低い日が多くなるでしょう。また前線帯や台風の影響で局地的に大雨の降る日がありそうです。月平均の気温は大体平年並、降水量は平年並かやや多めの見込みです。(福島地方気象台)

調査は「常住地方式」で



国と郷土を考える

国勢調査のはなし ⑤

「日ごろ」とか「いつも」という意味で、わたしたちは「ふだん」という言葉をよく使います。

「ふだんよく行く店」とか、「ふだん思っていること」などというふうに――。

ところで、十月一日に行われる国勢調査は、

「ふだん住んでいる場所」で行うことが決められています。

この場合の「ふだん」とはどのくらいの時期をいうのか、これが今回のお話です。

大正九年に始まった国勢調査ですが、昭和二十二年の臨時調査までは、その人が「十月一日午前零時」にいたその場所を現在地として調べていました。

これだと、たまたま旅行していたり、出張していたりする場合旅行先や出張先の市なら市、町なら町の人口として数えられてしまいます。

しかし、国勢調査の結果は、地方議会の議員定数の決定や地方交付税の算定に用いられるほか、地方自治体が行政を進めていくための資料に使われるものです。



そのためには、たまたま旅行中だった人をその旅行先であるA市の人口に数えるよりは、その人が

ふだん住んでいるB市の人口として数えるほうが妥当なことはいくらでもありません。

こうしたことから、昭和二十五年の調査のときに、それまでの「現在地方式」を改めて、その人がふだん住んでいる場所を調査する「常住地方式」に切り替えられました。

――さて「ふだん」とは、どのくらいの期間をいうのか、ということですが、国勢調査の場合は、

「わが村の民話」

法事堂の由来

大字北須釜に宝司頭という小字名が残っている。昔は法事堂と書いたが、この地名にまつわる次のような物語が伝えられているがそれをとり上げてみた。

昔この辺りに一人の百姓がすんでいた。ある時、何気なしに向いの方を見ていると、はるか前方に三、四本の藁が生えているのが目に止まった。その藁が風もないのに、さかんに動いているのに気がつき、不思議に思い、そばにいった藁の根元を見てびっくりしてし

(十月一日現在すでに三か月以上住んでいるか、十月一日前後を通じて三か月以上にわたって住むことになっている所)を「ふだん住んでいる場所」と決めています。

これは、公職選挙法で選挙権が得られる資格要件の一つ「三か月以上」に合せたものです。

とはいえ、三か月という期間は、季節の区切り、春夏秋冬の一シーズンであり、また「辛抱は三日、三月、三年」といわれるように、わたしたち日本人の暮らしのリズムでもあるようです。

警察官募集中

若さと情熱を県民のために

福島県では、昭和五十六年四月に採用する警察官A(大学卒又は昭和五十六年三月卒業見込みのもの)警察官B(高校卒程度)を募集しています。

TEL〇二四五(二二)二二五一又は県内の警察署又は駐在所へおたね下さい。

◎募集要領

- (1)採用予定人員 約四〇人
警察官A(大学卒) 約四〇人
警察官B(高校卒程度)約三五人
(2)試験日 別表の通り

日 程 区 分	受 付 期 間	第 一 次 試 験		第 二 次 試 験		合格発表
		試 験 日	試 験 場 所	試 験 日	試 験 場 所	
警 察 官 A (大学卒)	7月28日 ～ 8月9日	8月24日	福 島 市	10月上旬	福 島 市 (県庁)	10月下旬
警 察 官 B (高卒程度)	9月8日 ～ 9月20日	10月19日	福島、郡山 いわき、原町 会津若松市	11月下旬		11月下旬

那須ヶ原の或る家にたどりついた。しかしその家には誰も居らずやむなく農夫は仏間で一日二日とすごしていたが、なにぶん腹がへって、どうしようもないので、仏壇に供えてあったものを食べ、飢えをしのいでいた。ところが七月十五日になつて、この家の主人が突然あらわれ、わが家の仏間に見馴れない農夫がいるのを見て大いに怪しみ、その訳を問えたが前述べのようないきさつを農夫から聞くと非常に驚き、そして涙を流し乍ら、「その髑髏のあった所は私の先祖の墓跡に相違ない」といって、農夫と共に北須釜までやってきて、ねんごろに法要を営み、石碑を建てて帰ったという。

また一字のお堂を建て冥福を祈ったとも伝えられている。すなわちこれが薬師堂の由来にまつわる一コマであるが、お堂は後年焼失し現在に残っていない。然し御本尊は東光寺に遷されたといわれまた墓碑は東光寺境内に現存している。

この碑の高さは二尺五寸、巾一尺、今では梵字以外の文字は明らかでないが昔は、元久二、小滝何某という文字が碑面に刻まれているという。これが那須七騎の墓碑といわれる。

以上の由来伝説は北須釜の石井伊勢松老等から聞きとったことと白河風土記の記事からとったものである。(草野 豊)

国税だより

税金はみんなのために使われる

私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方公共団体は社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育や科学の振興など幅広い分野にわたって活動をしています。



これらの活動に必要な費用の多くは、私たちみんなが社会共通の経費として分担し、出し合っている「税金」で賄われています。

そこで、私たちが納める税金千円がどのように使われているか昭和五十五年度の国の一般会計予算で説明すると

○私たちの健康や生活を守るために…… 二百三十一円

○住宅や道路の整備のために…… 百五十六円

○教育と科学技術の振興のために…… 百六円

○地方財政の援助のために…… 百七十三円

- 国債の償還や利子支払のために…… 百二十四円
 - 国土の防衛のために…… 五十二円
 - その他物価の安定などのために…… 百五十八円
- となっており、私たちの生活が豊かになるように、大切な税金が使われています。

所得税第一期分の納期は七月三十一日まで

七月は、所得税の予定納税第一期分を納付する月です。納税額は六月中旬に税務署から通知されます。

予定納税額は、前年分の所得税額の三分の一に当たる金額ですが、本年六月三十日現在の状況で本年分の所得や所得控除などを見積って計算した税額が、次のような事情で、税務署から通知された予定納税基準額より下廻る場合は、七月十六日までに税務署へ予定納税額を減額する手続ができます。



- ①休業や転失業などで、前年分より所得が減少すると見込まれるとき
- ②地震や風水害などの災害や盗難

- などで財産に被害を受けたとき
 - ③多額の医療費を支払ったため、医療費控除が受けられたと見込まれるとき
 - ④結婚や出生で、扶養親族が増えたとき……などです。
- 詳細は、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

第3回 郡ソフトボール協会会長杯予選会 代表チームに蒜生、中チーム

第三回石川郡ソフトボール協会会長杯玉川支部予選会は、六月十五日午前八時から須釜小、玉一小の両校庭で十五チームが参加して行われました。

大会は炎天下好試合を展開、力にまさる蒜生、中チームが代表権を獲得いたしました。

○一回戦

中	5	1	竜崎
川	12	3	レックサ
岩法寺	12	11	愛球会
(たるま)			
小	8	7	柳作
三	10	7	中中央
蒜生	15	15	岩法寺
南	11	6	北ノ宿

○二回戦			
中	14	1	北須釜
川	19	0	岩法寺
小	12	4	(たるま)
蒜生	21	7	南蔵
中	14	9	小川
蒜生	6	4	高辺

7月 住民課衛生関係事業予定

- 5日 母親学級 母子センター
 - 14日 日本脳炎予防接種 須釜中学校
 - 15日 妊婦検診 西部地区 母子センター
 - 16日 日本脳炎予防接種 泉中学校
 - 24日 乳幼児検診 母子センター
- ※ 右記以外の事業予定
。1才6カ月児健康診査
。乳幼児ツベルクリン接種、及びBCG接種

7月 公民館関係行事予定

- 5日 社交ダンス教室 午後7時 就改センター
- 8日 高令者学級 午前9時~12時 泉教室
- 8日 午後1時~4時 須釜教室
- 8日 日本画教室 午後1時30分~4時 就改センター
- 12・13日 野外活動研修(キャンプリブ) 県民の森
- 19日 社交ダンス教室

おめでた

(五月分の出生届書から)

おくやみ

(五月分の死亡届書から)

地区	出生児氏名	保護者名
川	鈴木早苗	信四郎
小	車田光春	義衛
中	永林エリカ	貞久
竜崎	角田国俊	守之
南須釜	湯沢智子	光広
小	岩谷美由希	清次
北須釜	小原健次	吉次
山小屋	宗形八重子	徳昇
四辻新田	佐久間恵	昇治
山小屋	八代貴子	元男
塩田奈緒美	石森洋平	春男
豊		

地区	死亡者氏名	年令	世帯主名
小高	関根ヨネ	89	誠
北須釜	石井伊勢松	89	カネヨ
山小屋	石森セエ	85	清之



- 19日 婦人学級 午前9時~12時 泉教室
- 22日 午後一時~4時 須釜教室
- 25・26・27日 日本画教室 村民登山 (富士山)